

質問第四七号

小泉環境大臣の記者会見の発言にあるプラスチックごみ削減の現状分析やその根拠等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年四月二日

浜田 聡

参議院議長 山東昭子 殿

小泉環境大臣の記者会見の発言にあるプラスチックごみ削減の現状分析やその根拠等に関する

質問主意書

経済産業省及び環境省において、プラスチック製買物袋の過剰な使用を抑制することを目的として、消費者のライフスタイル変革を促すために行われた、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の関係省令が改正された。改正の目的と、プラスチックごみ削減に向けた小泉環境大臣の記者会見の発言との関連性について以下質問する。

一 プラスチック製買物袋有料化において、「消費者のライフスタイル変革を促す」以外に目的はあるか伺う。また、「消費者のライフスタイル変革を促す」以外の目的がある場合は併せてその目的を示されたか伺う。

二 プラスチック製買物袋有料化の目的である「消費者のライフスタイル変革を促す」について、消費者のライフスタイル変革を促すことで成し遂げたい更なる目的があることが想像できるが、それはプラスチックごみ削減を図るためか、それとも別の目的があるのか、消費者のライフスタイル変革によって目指す効果について伺う。

三 小泉環境大臣の記者会見について、令和三年三月九日の記者会見では「使い捨てプラスチックのスーパーやフォークが配られるということもなくなっていく」、また、令和三年三月二十二日の記者会見では「全国の国立公園にあるビジターセンターにおいては、プラスチックごみの削減に向けて、普及啓発も兼ねまして、四月からペットボトルの販売を取りやめます」との発言があったが、プラスチックごみの削減を目的として、新たな施策を検討しているのか、検討状況を伺う。

四 前記三について、新たな施策を検討しているのであれば、プラスチックごみ削減において、日本で発生しているプラスチックごみの廃棄量全体のうち、海洋ごみ等の問題となっているごみは何割あるのか伺う。また、現状、日本で出されるプラスチックごみの廃棄量と、問題となっているプラスチックごみの量がそれぞれの程度で、そのうち何割を削減する必要があるという見解なのか、プラスチックごみに関する日本の現状分析とその根拠も併せて示されたい。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁された
い。

右質問する。